

下田市地域防災計画

風水害対策編

令和4年3月
下田市防災会議

目 次

第1章 総則	
第1節 計画の主旨.....	1
第2節 過去の顕著な災害.....	1
第3節 予想される災害と地域.....	2
第2章 災害予防計画	
第1節 総則.....	3
第2節 河川災害予防計画.....	3
第3節 海岸保全災害予防計画.....	5
第4節 港湾漁港保全災害防除計画.....	6
第5節 高潮予防計画.....	6
第6節 道路、橋りょう災害防除計画.....	7
第7節 土砂災害防除計画.....	7
第8節 治山災害防除計画.....	9
第9節 治水災害予防計画.....	10
第10節 林道災害防除計画.....	10
第11節 農地災害防除計画.....	10
第12節 倒木被害防除計画.....	10
第13節 避難情報の事前準備計画.....	10
第14節 避難誘導體制の整備計画.....	11
第15節 防災知識の普及計画.....	12
第16節 自主防災活動.....	12
第3章 災害応急対策計画	
第1節 組織計画.....	13
第2節 情報収集・伝達.....	13
第3節 広報活動.....	13
第4節 水防に関わる予警報.....	13
第5節 非常配備体制.....	14
第6節 水防計画.....	15
第7節 水防区域の危険箇所.....	15
第8節 水防資機材の整備及び調達.....	15

第1章 総則

第1節 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本編において「法」という。）」第42条の規定に基づき、市民及び観光客等の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、下田市の地域に係る風水害対策の大綱（共通対策編で定められたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章 復旧・復興計画によるものとする。

1 計画の構成

(1) 第1章 総則

計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域を示す。

(2) 第2章 災害予防計画

総則、河川災害予防計画、海岸保全災害予防計画、港湾漁港保全災害防除計画、高潮予防計画、道路、橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、治水災害予防計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木災害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導體制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防に関する予警報、通信連絡系統、市の非常配備体制、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達を示す。

第2節 過去の顕著な災害

1 風水害

(1) 台風

市域に大被害を与えた主な台風経路を大別すると、以下の二つの経路となる。

ア 県下を南西方向から、北東進するもの

ダイナ台風（1952/6/23（昭和27年））は980hPa、内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30～40m/sに達した。御前崎から駿河湾北部を通過し、石廊崎で南西の風36.8m/sを観測した。下田地方では、漁船3隻が沈没、多数が大破して行方不明2人。稲梓村で多数の家屋が破損、竹麻村全壊2戸、稲生沢村全壊1戸、半壊2戸、上河津村全壊、住家損壊多数、浜崎村家屋破損60戸、白浜村全壊1戸のほか田畑冠水、道路の決壊など被害甚大であった。

イ 伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの

この経路のときは伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。狩野川台風（1958/9/26（昭和33年））（中型、並みの強さ）は中心示度970hPa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。伊豆半島一帯で被害甚大で、死者行方不明1,000人以上にのぼったが、そのうち下田では、死者3人、負傷者2人、全壊3戸、半壊8戸、流失2戸、床上浸水322戸、床下浸水568戸、田畑流埋2haである。

(2) 低気圧

低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。

季節的には、6～7月の梅雨時、前線活動がしばしば活発になり、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがある。

ア 1991年9月10日（平成3年）：低気圧による雨雲が発達、下田市街地では大した降雨はなかったが、数km離れた山間部では数時間大雨が続くというきわめて局地的な豪雨となった。下田市落合地区では土砂崩れにより、家屋が崩壊するなどした。下田市内では死者4

人、全壊18戸、半壊9戸、床上浸水44戸、床下浸水123戸の被害となった。

イ 1976年7月10日(昭和51年):伊豆地方中・南部で大雨。10日9時~12日9時の雨量は400~500mm(平地・海岸地方で多く、山間部が少なかった)。市域における被害は、死者10人、行方不明3人、負傷者22人、家屋の全壊21戸、半壊19戸、流失1戸:計41戸、床上浸水2,692戸、床下浸水3,212戸、道路損壊176箇所、橋梁流失24箇所、堤防決壊207箇所、山(崖)崩れ327箇所にあつた。

ウ 1975年10月8日(昭和50年):伊豆半島中部で200~300mmの雨量があつた。市域における家屋の被害は、全壊1戸、半壊6戸:計7戸、床上浸水767戸、床下浸水1,009戸などである。

第3節 予想される災害と地域

1 風水害

過去において、豪雨による河川の氾濫、道路の冠水・崩土、家屋の浸水等の災害が発生しており、中でも昭和51年の梅雨前線による豪雨では、稲生沢川で大洪水が発生し、多くの人的被害や家屋被害が発生した。近年では、平成3年に大きな被害が発生している。水害は稲生沢川などの主要河川が直接原因となって起こる場合が多かったが、最近はむしろ、主要河川の治水対策の進みに比べ、比較的対策が遅れている中小河川に水害が発生する事例が多くなってきている。災害は予想されない事態によって起こるものであつて、主要河川にあつてもなお災害発生を要素を持っており、社会開発の進展につれ新しい災害も予想される。

また、近年は全国的に、局地的な豪雨災害が増加しており、ハード、ソフト両面からの対策が求められる。

季節的には、4~5月は低気圧の通過に伴い、伊豆で豪雨となることがある。6~7月の梅雨前線活動の活発化により、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがある。また、8~10月にかけては台風の接近又は上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想される。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

市の地勢は、三方を山に囲まれており、このため急傾斜地下に集落が点在している。急傾斜地崩壊危険区域が48箇所指定されており、豪雨時、地震時には斜面崩壊、山崩れも起きやすく、道路途絶等相当の被害が予想される。

3 高潮、高波

太平洋に面し長い海岸線を有しているため、台風や低気圧等による高潮、高波の影響を受け易いので警戒が必要である。

季節的には8~10月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

県及び市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

県、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 河川改修

- (1) 山地における河川の水路工事、砂防えん堤工事を促進する。
- (2) 二級河川については、未改修区間の改修、局部改良工事、砂防えん堤事業の早期着手を県に要請する。
- (3) 準用河川については、護岸堤防のかさ上げ工事など、県補助事業と市単独事業により改修を進める。

2 浸水対策

- (1) 浸水常習地は河川断面の改良、水路の定期清掃、浚渫により河床の安定を図る。
- (2) 浸水の著しい地区については、排水路の新設や合流点などの改良を図る。

3 浸水想定区域の指定と通知

- (1) 浸水想定区域の指定と通知

現在、浸水想定には「洪水」によるものと「内水」がある。「洪水」は河川氾濫（はんらん：堤防が破堤し河川から流れ出ること）により被害を受けるもので、「内水」は排水計画を上回る降雨や放流先河川水位などの影響により道路冠水及び床上床下浸水が生じるものである。これら各々の要因から浸水を想定し区域の指定を行う。

市は県から浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として高齢者等の要配

慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

市は市地域防災計画において、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。

(2) 浸水想定区域の周知

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 監視体制の整備

災害の発生に際し、人命・身体・財産に著しい被害を生じるおそれのある地域を事前に想定し、集中豪雨が発生又は河川水位が上昇したときは、浸水想定区域内住民への警報等の伝達及び巡視警戒が迅速に行える監視体制を構築する。

なお、河川等の水防上警戒を必要とする箇所及び災害予防における通信連絡、非常配備、水防信号等の必要な事項については、別に定める「下田市水防計画書」によるものとする。

4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第4節3を参照）（以下総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

市は地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

- ・地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
- ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- ・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

- ・浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の降水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又

は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- ・市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
- ・市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の業務に努めるものとする。

5 連携体制の構築

水災については、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

6 工作物の防災管理

防災上重要な工作物の管理者は、平常時から点検・整備を十分に行い、被害を拡大するような破損箇所については修理を行い、また、危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等についてあらかじめ検討するものとする。

第3節 海岸保全災害予防計画

国・県と協力し、護岸・防波堤等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、被害防止に努める。

1 護岸、防波堤等の建設

- (1) 海岸線の浸食、高波防止、津波対策等のための突堤、防波堤、消波工等の建設を国・県に要請し、その整備を図る。
- (2) 防波堤の建設促進を強力に国に要請する。
- (3) 高潮による浸水地帯の河口整備を防潮堤建設に併せ要請する。

第4節 港湾漁港保全災害防除計画

1 市

- (1) 海上輸送路確保のための漁港整備に努める。
- (2) 海上輸送路確保のための港湾施設整備を国・県に要請する。

2 港湾漁港管理者

- (1) 波除堤、係留杭等の施設を点検、整備
- (2) 水路の確保
- (3) 係留の安全性等を随時点検
- (4) 利用に対し必要な指示又は指導
- (5) 港湾における高潮、高波、暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策の推進
- (6) 発災後の港湾漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者へ情報提供することにより連携を強化するものとする。

併せて、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

3 港湾、漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者

津波・高潮による船舶の流出防止に努める。

第5節 高潮予防計画

この計画は、高潮（高波）による災害を警戒し、これによる被害の軽減及び避難方法についての実施計画を定める。

1 警報の収集及び伝達

高潮及び波浪の特別警報及び警報の収集及び伝達は資料編「気象等の予報及び警報の種類と発表基準」によるものとする。

2 信号

本計画による信号は、資料編「水防信号及び標識」による。

3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

4 避難の指示方法

大きな災害が予知される場合は、海岸に面する地域の住民に対して避難指示の広報を同時通報用無線及び信号（サイレン）、有線放送等により、早急に避難の指示をなすものとする。

第6節 道路、橋りょう災害防除計画

災害時の避難路及び緊急輸送路となる国・県道及び幹線市道の整備を促進する。

1 道路

- (1) 国・県道の拡幅及び危険箇所の改良を要請する。
- (2) 国・県道に接続する幹線市道の拡幅を図る。
- (3) 都市計画事業に基づき住宅密集地に防火帯を兼ねた幹線市道の整備を図る。
- (4) 交通量の変化、地形の変化、地質等の調査結果等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る。
- (5) 道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
- (6) 日常的な道路パトロールによる災害の未然防止に努める

2 橋りょう

- (1) 道路拡幅計画に併せた改良をする。
- (2) 落橋防止対策の推進を図る。

第7節 土砂災害防除計画

1 本市の土砂災害対策

本市は、地形的に急峻な山地やがけが多く、土砂災害警戒区域が602箇所存在している。

土砂災害から住民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 砂防事業

土石流の発生するおそれのある溪流に対し、下田土木事務所と連携し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止を流路内における流出土砂の調整を図るために、砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。

3 地すべり対策事業

地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、下田土木事務所と連携し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地下水の排除、地表水誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、下田土木事務所と連携し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。

5 土砂災害のソフト対策

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊等）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生のおそれのある箇所については「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

(2) 土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

(3) 市地域防災計画

市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

市防災会議は、市地域防災計画においてエに掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

(4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

ア 土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更した時も同様とする。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

ウ 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(5) 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

市は、土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒情報を補足する情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等の確認・把握に努める。

(6) 土砂災害警戒情報の対応

県と静岡地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同で土砂災害警戒情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、土砂災害警戒情報補足情報配信システムを活用し、土砂災害警戒区域等に対して、必要に応じて避難指示等を発令する。

市は、収集した土砂災害発生などの現地情報に関する情報について、県等の関係機関と共有することに努める。

(7) 土砂災害緊急情報の提供

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞により生じた湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市長が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとしている。

(8) 土砂災害警戒区域等の周知

市は、土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

(9) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

県と市は連携して「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

(10) 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

第8節 治山災害防除計画

1 治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

2 山地災害危険地対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

本市には、山腹崩壊危険地区76箇所、崩壊土砂流出危険地区137箇所、合計213箇所存在している。

3 総合的な山地災害対策

毎年度、賀茂農林事務所と連携し、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

山地災害危険地区の情報を地域住民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第9節 治水災害予防計画

1 河川改修

- (1) 山地における河川の改修工事、砂防えん堤工事を促進する。
- (2) 二級河川
未改修区間の改修、局部改良工事の早期着手を県に要請する。
- (3) 準用河川及び普通河川
未施工護岸の整備及び堤防のかさ上げ工事など、県補助事業と市単独事業により改修を進める。

2 浸水対策

- (1) 公共下水道事業を推進する。
- (2) 道路横断暗渠^{きよ}の改良と区画整理事業施行区域と区域外との連結、排水路の改良浚渫を進める。
- (3) 河川占用による架橋改良の指導、架設物禁止措置と撤去に努める。

第10節 林道災害防除計画

地域間を結ぶ林道は、林産物の搬出ばかりでなく、地域の生活道路としての役割も求められている。また、緊急時には迂回路としても利用される可能性があるが、急峻な地形に開設されていることから、幅員も狭く、急なカーブや落石等危険な箇所もあるため、計画的に危険箇所の改良を実施し、通行の安全を図る。

第11節 農地災害防除計画

農地保全事業は地すべり、山崩れ等によって生じる農地の崩落や土砂の堆積等を防ぎ、これにより農地の生産性を維持保全することである。これらの農地の保全を図るため、崩落を防止するために行う排水施設（地表、地下水排除）及びこれらに付帯する農道の整備を図るものとする。

第12節 倒木被害防除計画

県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県及び市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第13節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報等に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。
- (4) 県は、市が「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。

高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第14節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、

避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第15節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第9節「防災知識の普及計画」及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第12節「避難情報等の事前準備計画」 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。
加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第16節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第13節「自主防災組織の育成」及び第14節「事業所等の防災活動」に順ずる。)

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって管下各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、共通対策編 第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

第1節 組織計画

風水害災害発生時の市の災害応急対策の組織及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 市災害対策本部

(1) 設置

ア 市長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、その対策を必要と認めたときは、下田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

イ 本部室は、市庁舎西館大会議室に設置するが、災害時に市庁舎が被災等により、災害対策本部としての機能を果たすことができないときは、下田市民スポーツセンターに本部機能を設置する。

ウ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び運営は、法及び下田市災害対策本部条例の定めるところによる。

(3) 下田市水防本部

水防本部組織に関し必要な事項は別冊「下田市水防計画書」の定めるところによるものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に編入されるものとする。

(4) 下田市防災会議の開催等

ア 必要に応じ下田市防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整の災害応急対策の計画作成及び実施推進を図る。

イ この場合、招集される防災会議の委員は、防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとし、会議の運営に当たっては警戒本部の本部会議との継続性の確保を配慮する。

ウ 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため必要に応じ職員を災害対策本部へ派遣する。

第2節 情報収集・伝達

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。）

第3節 広報活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

第4節 水防に関わる予警報

1 水防活動のために発表する注意報・警報について

市長は、静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別

警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報を受領したとき、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。

2 水位の観測及び雨量観測

水位が上昇して通報水位に達したとき、又は水防機関から指示されたときには、気象担当者は水位を観測し、「水防計画書」に定めるとおり水防本部長に報告するものとする。

雨量観測責任者は気象担当者とし、雨量が警戒雨量に達したとき又は水防本部長から指示されたとき若しくは他の水防機関から要請のあったとき、「水防計画書」に定めるとおり水防本部長に通報するものとする。

市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては関係市町長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

3 情報連絡体制

情報連絡体制については、水防計画書において示すものとする。

4 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広範囲に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第5節 非常配備体制

1 水防本部の非常配備

水防本部長は、水防に関係のある気象の注意報、警報等により洪水及び高潮のおそれがあると認めるとき、気象担当者の状況判断により進言のあったとき及び県水防本部その他の水防機関からの指令があったときは、水防本部及び各要員を非常配備につかせるための指令を発するものとする。

2 水防本部員の非常配備

水防本部、班員の非常配備については、次のとおりとする。

配備体制表

配備基準	体制	配備部局	配備内容
大雨、洪水、高潮注意報が市内に発表され、警報への切替えが予測される時	事前配備体制 (情報収集体制)	事前配備要員(防災安全課の職員及び関係各課(産業振興課、建設課)の当番)	・自宅待機。担当課長の判断により、登庁し情報収集及び連絡活動を主とした体制
大雨、洪水、高潮、暴風警報が市内に発表された時	事前配備体制 (情報収集体制)	事前配備要員(防災安全課の職員及び関係各課(産業振興課、建設課)の当番)	・情報収集及び連絡活動を主とした体制

大雨、洪水、高潮、暴風警報が市内に発表され、危険な状態が予想されるとき	事前配備体制 (警戒体制)	事前配備要員(防災安全課の職員及び関係各課(産業振興課、建設課)の当番)、また状況判断により関係各課(産業振興課、建設課、上下水道課、総務課、市民保健課等)の職員を動員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置準備 ・各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに避難所開設、警戒活動等を実施する体制
特別警報が市内に発表されたとき又は大規模な災害の発生したとき、若しくは発生するおそれがあるとき	災害対策本部 設置体制	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施

第6節 水防計画

この計画は、法及び水防法の主旨に基づき、河川、海岸の洪水又は高潮による災害を警戒し防御するための水防体制の基準を定めることを目的し、別冊「下田市水防計画書」によって水防活動の基準を定める。

- (1) 水防組織及び水防本部の設置に関すること。
- (2) 非常配備に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。(避難のための立ち退きも含む。)
- (4) 相互協定及び応援、出動要請に関すること。
- (5) 重要水防区域及び危険箇所に関すること。
- (6) 設備資機材等の整備確保に関すること。
- (7) 通信連絡に関すること。(避難のための立ち退きも含む。)
- (8) 雨量及び水位の観測通報に関すること。
- (9) 費用負担等に関すること。
- (10) その他水防事務等に関すること。

第7節 水防区域の危険箇所

重要水防箇所は水防計画書において示すものとする。

第8節 水防資機材の整備及び調達

水防倉庫の設備状況及びこれに備蓄している資材、機材の整備状況は水防計画書に示すものとする。

(復旧・復興については、共通対策編 第4章「復旧・復興計画」による)